

# 分権化政策と都市教育委員会

## ——プロイセン・ドイツ地方教育行政制度研究ノート・2——

前原健二

### 1. はじめに

別稿において<sup>1)</sup>、筆者はプロイセンの「公的な国民学校の維持に関する1906年7月28日の法律」、いわゆる学校維持法を地域的な学校管理制度の性格に焦点をあてて検討した。プロイセン下院での審議、特に左翼自由主義者の主張を参照しながら、筆者は、通常言われるところのプロイセン的な内的・外的事務区分論なるものは決して固定的に実在していたわけではなく、理論的・学說的にもまた実務的にも異論や混乱を含みつつ20世紀の初頭に至ってようやく国法レベルでの結論的形態を見いだしたものであることを強調し、さらにまた、通常の自治体の機関とは相対的に異なる教育委員会(農村では学校理事会)の存在とその機能こそがプロイセン的な教育管理制度の本質的特徴であろうということを示唆した。プロイセンに特徴的などという意味でのプロイセン的な教育管理制度が19世紀の全体を理論的・実践的な過渡期としつつ今世紀の初頭に定式化されたのであれば、それは諸々の対抗的理論や実践・慣行との関連において評価・分析されねばならないものである。本稿は、しかし、そうした課題に全面的に踏み込むものではなく、前掲の拙稿で十分に触れることのできなかつた学校維持法前後の政策的動向に触れつつ改めて都市における教育委員会の性格の一端を明らかにしようとするものである。

ところで、戦後、特に1960年代から西ドイツ各邦において学校教育への父母参加に関する法律の制定が進められたことは広く知られていることであろう。こうした父母参加法の教育法制史上の起源を学校維持法に求めることは、通説的と言ってよいように思われる<sup>2)</sup>。こうした見解の当否は学校教育への参加ないしは広く学校の地域的な管理というものの本質をどのように把握するかという点に直接関わってくる。本稿で対象とされるのは学校維持法のライト・モチーフとして親の「関心」「参加」の制度的性格であるが、この点のみに即して言えば、それは実質的な関与権を否定した上での形式的な保障に過ぎず、この意味においてこそ戦後の「参加」の端緒だとする見解がある<sup>3)</sup>。本稿は、まずもってはこの見解の是非を問うことになる。現代西ドイツの参加法制とのいわば連続・

非連続問題の検討は、学校維持法についての検討をふまえたうえで他日を期したいと思う。

### 2. 1890年代の教育管理「分権化」政策

ゴスラーおよびツェドリッツの教育法案がいずれも挫折した後、後任のボッセ文相は1850年憲法が予定した統一的教育法律の立案・提出には着手せず、もっぱら教育財政に関わる個別法により教員給与・校舎ないしは学校建築の改善を図った。彼は永年プロイセンおよびドイツ帝国の行政実務に携わってきた人物であり、学校問題を諸政党間の争いの種とすることを好まず、むしろ国家の掌中へ留め置こうとした。したがって、法律的形式によることの多分に多い学校構成原理 *Schulverfassung* の改革は棚上げし、行政的形式、つまり大臣訓令や指示といった形式で実現の可能な学校管理 *Schulverwaltung* の改革に熱心に取り組んだ<sup>4)</sup>。その端的な表れが、いわゆる「分権化」訓令である。学校維持法は管理組織の問題については従来の慣行を法的に確定するものだというのが政府の主張であったが、行政的手法による90年代の分権化政策はいわばその前史をなすものとして重要である。

ここで「分権化」訓令と呼んでいるものは、以下の3つである。

- ・学校監督の分権化に関する措置 (1897年3月3日)<sup>5)</sup>
- ・クライスから独立した都市の教育委員会の業務範囲 (1898年2月9日)<sup>6)</sup>
- ・大都市における学校監督：本年6月22日の請願に対する回答 (1898年8月22日)<sup>7)</sup>

「学校監督の分権化に関する措置」は、都市の教育委員会に対して県政庁の権限を委任しようというものであり、たとえば次のように言われている。

「学校監督および学校管理への参加の領域において、分権化という方法によって県政庁の負担を軽減する必要性は著しく高まってきている。1811年6月26日の指示の範型にそって教育委員会が形成されており、その業務を国家官吏たる *staatlichen* クライス視学官と共同して取り行なっている、クライスから独立したそうした諸都市においてはこれにふさわしい機関は、クライスのレベルでは

in der Kreisinstanz 既に存在している。こうした地域では、特に重要な場合に、あるいは法律が特に決定権を県政庁へ割り当てている場合にのみ、県政庁の関与および協働が必要とされることになるであろう。一方で、その他の場合には都市の学校当局が独立した地位を持ちうる。die Stadtschulbehörde selbständig gestellt werden kann.]

この訓令においては、国家当局としての県政庁の一般的な監督権のほかにはいかなる事項が県政庁に留保されるのかは具体的に示されず、各県政庁・都市にとりあえずは委ねられることとなり、詳細な規準は後日に留保された。

「クライスから独立した都市の教育委員会の業務範囲」はこの点についての標準を示したものである。この訓令はまず上に見た訓令が県政庁の負担を実際に軽減していることを認めた上で、国家の利益のために、県政庁に留保される権限が実に多様に定められている現状を是正し、一致点を確定する必要のあることを述べている。つまりクライスから独立した都市の教育委員会の活動に対する県政庁の関与は、きわめて重要な場合と種々の争いの裁決などを除いて、以下のことに限られるとされた。

- 1) 病気でない教員の休職が6ヶ月を超えるとき。
- 2) 教員の任用・承認、教員に対する6ヶ月を超える懲戒処分、罷免。
- 3) 年金の新規導入ないしは現行の年金の変更。
- 4) 補償的副業・私的代理業 Privatagenturen および教員による営業の許可。
- 5) 新しい教科書・カリキュラムの導入。それに際しては旧来の州学校評議会の関与は打ち切られる。
- 6) 学校システムの組織の根本的変更。
- 7) 休暇規則の確定。
- 8) 校長・首席教員に対する諸指示の公布。
- 9) 私立学校の設立の認可。

こうしてクライスから独立した都市（つまり大都市）については学校監督および学校管理の権限が原則として都市教育委員会に委ねられ、限定的にのみ県政庁が関与するという体制が行政的に作られたわけだが、その際、後に学校維持法で明確に法定されるように、教育委員会は国家当局たる県政庁の機関として活動するものとされていた。1872年の学校監督法は、全ての公的私的な教授・訓育の諸施設の監督は国家の権限であり、監督を任じられる当局・吏員は全て国家の委任の下にそれを取り扱うことを規定していたから（第1条）、教育委員会のそうした性格づけは一応は合法的である。しかし、この「業務範囲」訓令はあえてそうした構成の合法性について検討

を加えている。19世紀初頭の一連の「指示」<sup>9)</sup>との関係で、前年の「分権化に関する措置」訓令以後その合法性に対して相当の疑義が出されたことをこの検討は示していると思われる。検討は以下の2点にわたっている。

① 1817年の県政庁に対する業務指示に違背しているのではないかという疑義について。この業務指示は正確には法律ではないが、法律的効力を持っており、これの変更は行政規則によってはなし得ず、法律の形式によらねばならないのではないかという疑義があるが、これはあたらな。確かにこの業務指示はその第18条e項において「全ての初等学校制度の監督と管理 Aufsicht und Verwaltung」を県政庁の宗務会・学校委員会の権限としているが、しかし前掲の3月3日の訓令は、あくまでも県政庁の機関たる資格において都市教育委員会にその権限の一部を委ねるものであるから、1817年の業務指示を法律形式により改正する必要はもとよりない。

② 1811年の都市教育委員会の構成および事務取り扱いに関する指示に違背しているのではないかという疑義について。この指示は教育委員会を純粋に自治体の機関とみなしているものであり、その意味で教育委員会を県政庁の機関としても位置づけることは問題があるのではないかという疑義が提起される。確かにこの指示は「都市の教育制度の内的事務および外的事務のための当局は、一般に、相互に独立して存在すべきものではなく、都市においては全てのことを統一的に調和のとれた形で処理すべく、教育委員会という名のもとに都市の学校制度の内的な状況を外的な状況と同様に管理する単一の当局のみが設けられるべきである」と規定してはいるが<sup>9)</sup>、これは内的事務に対する権限つまり学校監督が国家のものであることを否定する趣旨のものではない。都市の教育委員会がもつ複合的性格については法的に疑義を差し挟む余地はない。

以上が「業務範囲」訓令で示された、「分権化に関する措置」訓令の合法性問題に対する注釈の要旨・結論である。要するに従来の関係を変更し、新たな関係を創出するものなのではなく、教育委員会の権限を具体的に拡大する方向で、曖昧だった点を明確化するだけであるということだと言える。とはいえ72年の学校監督法についてみれば、先に見た学校監督の国家独占性の表明とは別に、「ゲマインデおよびゲマインデの機関に権限のある学校監督への関与は、[……]この法律によってそのまま留保される（第3条）」とも言われていたのであり<sup>10)</sup>、これを自治体の機関たる教育委員会が同時に国家当局の機関としての性格をも持つということに充たされるとする解釈には多分に無理がある。学説的にも有力な異説があった

し<sup>11)</sup>、むしろこの注釈は実務的にもそうした解釈が浸透していなかったことをこそ示しているように思われる。

さて、三つ目に挙げた「大都市における学校監督」訓令は国家官吏たるクライス視学官の職務を都市の吏員に委任することを容認したものである。もちろん学校監督法の規定により、この委任は国家当局によりいつでも撤回されうるものとされていたが、形態的には学校監督を処理するレベルは一層下降することになる<sup>12)</sup>。

こうした一連の「分権化」政策は、しかし、都市が自己の学校制度ひいては教育の質を自由に向上・発展させる可能性を持つことを意味しなかった。

### 3. 社会民主党問題とベルリン学校紛争

世紀転換期のプロイセン政府の内政上の最重要課題が社会民主党勢力の伸張をめぐるものであったことは言うまでもない。社会民主党および自由主義（特に左派）の地盤が都市部であったこともまた周知のことであろう。だとすると、上に見てきた都市への学校監督の「分権化」は社会民主党勢力との関係においてはいかなる意味を持つことになるであろうか。

ベルリン教育史と銘うったある東ドイツのモノグラフによれば<sup>13)</sup>、社会民主党はベルリン市議会において教育問題についても活発に活動していた。たとえば無償化されていた公立学校の授業料の有償化の提案を否決させたり教材の無償化を要求したりという議会活動があった。そうしたなかで代表的社会民主主義者ジンガー（Singer, Paul. 1844-1911）のベルリン市教育委員会委員への任用は政府の激しい反発を招いた。このモノグラフはこう述べている。

「社会民主主義者の活動の実効性と、自治体の教育政策への影響力に対するプロイセン国家当局の恐怖心とを、都市教育委員会への P. ジンガーの任用をめぐる議論は示している。1898年に市議会の全員一致で教育委員会へ選ばれたジンガーを教育委員会の委員に任命することを、プロイセン文相は拒絶した。そればかりか文相は、社会民主主義者の都市教育委員会への任用は原則として禁止されるという訓令までも発したのである<sup>14)</sup>。」

ここで言われているのは、「社会民主党に属する、あるいはその支持者・後援者として活動している人物の、学校理事会あるいは都市教育委員会のメンバーへの選任は、監督当局により von Aufsichtswegen その承認を拒否されるべきこと（1898年10月29日）」という訓令である<sup>15)</sup>。多少長くなるが、重要な部分を引用しておこう。

「教育委員会と同様に、学校理事会の活動もまた国家的諸権限 obrigkeitlicher Befugnisse の委任に基づくもの

であり、また学校制度の外的事務のみならず内的事務にも及ぶものである。特に都市の教育委員会は都市の学校制度を管理する他に、本質的に国家的なものであるところの、その区域内の学校および教員に対する監督権をも委任されている。このことは、教育委員会の個々のメンバーはプロイセンの国民学校の課題を達成すべく協働すべき地位にあり、またそうしようとしているということの当然の前提としている。その職責により、教育委員会の個々のメンバーは育ちゆく若者達が市民的生活に必要な一般的知識と能力を与えられるだけでなく、信心深い、道徳的で祖国愛に満ちた人間になるよう教育されるべく努力し、また十分に意を用いなければならないのである。／社会民主党は、明白に、現行の国家的社会的秩序の廃棄を企てている。そのメンバーは、国家的権限の行使を信託され得ないことは明らかである。彼らはその綱領的声明によれば、プロイセンの国民学校の課題に対して根本的に反対する立場に立っている。このことからその支持者はこうした課題の達成に協働するための資格を欠いていること、都市教育委員会・学校理事会のメンバーとして許容され得ない人物であることが帰結されるのである。」

ここでは特に、前節でみたところの都市教育委員会への学校監督権の委任が重要視されていることに注目したい。そこにおいては、学校監督の主体が教育委員会へ移されたことが逆に教育委員会委員の選任に対する強力な介入を惹起しているという構造を見ることができる。

この事件から数年を経て、同じくベルリンにおいて、「ベルリン学校紛争 Berliner Schulstreit」といわれる問題が起きた。これは社会民主党等の政治的文化的集いに学校関係施設を貸与することを禁じようとする政府の方針に対してそれが形式・内容ともに都市ゲマインデの権利を不当に侵害しているというキャンペーンが展開された事態をさす。この問題はプロイセン下院において政府に対する「質問書 Interpellation」という形で自由主義左派（自由主義連合・自由主義人民党）によって取り上げられている。これにより、「紛争」の論点を見ておこう<sup>16)</sup>。

#### 「質問書

1 ゲマインデによる初等学校施設の公的な初等教授以外の目的への利用・譲渡に、学校監督当局の事前の承認が必要であるとした、1903年11月17日の全県政庁宛て文相指示はいかなる根拠により現行法、特にゲマインデの自治から生じる諸権限と矛盾することなく両立しうるか？

2 ベルリンの州学校評議会は、1904年10月4日の指示に基づいて、ベルリン市のゲマインデ学校の校長に対して、ベルリンのゲマインデ学校の体育館および講堂を、

ベルリン市参事会によりそれらを特定の目的に利用することを許可された団体に対して貸与しないよう、そしてこの団体のメンバーの立ち入りを禁じるよう、直接に指示を発した。／国王政府は、ベルリン市参事会およびベルリン市教育委員会を回避して、これらの当局に服属する校長たちに直接与えられたこの指示が、実質的に、また形式上、ゲマインデの諸権利と矛盾なく両立し得ると考えるものであるのか？

(以下署名者一覧は省略。筆頭署名者は自由主義人民党のカッセル Cassel と自由主義連合のブローメル Broemel.)

ここで質問の対象にされているのは学校施設の時間外利用の許可権の問題であり、通常の意味においては教育内的な事柄ではない。したがって、当然にゲマインデが自らの権限としてそれを裁量しうることは疑問の余地がない。しかし政府の回答は、施設の教育外的な利用の許可もまた、先にも見た1817年の指示により県政庁に割り当てられている「全ての初等学校制度の監督と管理」の中に含まれるというものであった。ここで学校施設の使用を拒否されているのは直接には社会民主党系ないしはポーランド人・チェコ人系の団体であるから、ことは教育の問題であるというよりはむしろ内政の問題であろう。しかし、カッセルらによって出された論点の中には、都市ゲマインデの教育に関する権利と国家の学校監督の権利との衝突においてはいずれが優越するかという問題も含まれていた。一方では都市の財政的負担と1794年の一般ラント法以来の伝統に基づいて施設の利用を完全に管理する都市の権利が主張され、もう一方では国家の監督下にある施設において国家の利益に反する活動を認めることは許されないという主張がなされ、双方の主張はいわば平行線をたどった<sup>17)</sup>。ここではこの議論の内容にはこれ以上立ち入らないが、特に「質問書」の第2点、校長への直接の指示の是非という問題について、これが先に見た「業務範囲」訓令の第8項の規定に基づくと考えられることを指摘しておきたい。ここでも学校監督権の「下降」が、ゲマインデの意志に反する形での<sup>18)</sup>国家的意志の貫徹を容易にしているのである。

#### 4. 教育委員会制度の法的確定—学校維持法における「参加」の法定

1904年の「学校協定」をうけて、1906年にはいわゆる学校維持法が成立した<sup>19)</sup>。学校維持法下においてはこれまで見てきた学校管理・監督をめぐる諸訓令・指示もそのまま合法化されることになった<sup>20)</sup>。教育委員会の性格についても従来の政府の主張（法解釈）に沿って疑問の余地

のないように規定され、構成も明確化された。この構成については別稿で十分触れることができなかつたので<sup>21)</sup>、ここで改めて整理しておきたい。

都市の教育委員会は通常次のメンバーから構成される(維持法第44条)。

- ① ゲマインデ理事会のメンバーから1人ないし3人。この中に市の視学 Stadtschulrat を含むことができる。
- ② 市議会議員（市民代表）を①と同数。
- ③ 少なくともこれらと同数の、教育制度に精通した人物。この中に少なくとも一人の国民学校校長あるいは首席教員を含む。
- ④ カトリックあるいは福音派の地区司祭・牧師。
- ⑤ 場合により、ユダヤ教の律法博士。

他にクライスの視学官は常にオブザーバー的に参加できる。つまり意見の表明は随時認められるが議決権は持たなかつた。市長自身は、議決権を持って参加し、議長を務めることができる。

①は市長により任命される。②は市議会により選任され、③は①および②の教育委員会メンバーにより選任されるが、この②③は(⑤とならんで)学校監督当局の承認を必要とする。任期は通常6年間であり、ゲマインデの名誉職員に関する法規定が適用されるものとされた。また②から⑤のメンバーは、職務懈怠・信用失墜等に際しては学校監督当局により教育委員会から除籍されうるものとされた。

さらにゲマインデの議決・学校監督当局の承認を経て、各学校ないしはいくつかの学校ごとに学校委員会 Schulkommission を設けることが可能であった。これは就学督励に協力し、各学校の特別な利害を代表するものとされたが、本質的には宗派的なものとして予定されていた<sup>22)</sup>。この構成を簡潔にまとめると次のようであった(第45条)。

- ① 市長ないしは市長が任命する市参事会議員など(議長を務める)。
- ② 地区視学官
- ③ 地区司祭・牧師
- ④ 当該学校の校長(首席教員)。
- ⑤ 複数の住民代表。この④と⑤は学校委員会のその他のメンバーにより任命される。

維持法は宗派学校原則をとったから、結局③④⑤の委員によりこの学校委員会もまた宗派的性格を持つことになる。なおこの学校委員会は教育委員会の機関であったが、委員の除籍については教育委員会に関する規定が準用された。つまり学校監督当局により直接罷免されることも可能であった。

見られるように、教育委員会・学校委員会ともにそのメンバーの選任・罷免などは強く学校監督当局（県政庁）のコントロール下にあるわけだが、これは教育委員会が通常の自治体の行政委員会とは異なり、自治体の機関であると同時に学校監督当局に直接服属する国家の機関でもあるという、従来の政府の主張が明文によって確認された（第43条）ことの反映なのであった。本法の成立後は、もはや自由主義左派は「純粋な自治体の機関としての教育委員会」という主張を合法的なものとして掲げることはできなくなった。

ところで学校維持法の施行にあたっては四つの長文の指示が出されたが、その第3番目の指示は教育委員会と学校理事会の形成に関するものであった<sup>23)</sup>。この指示により、学校維持法の定めた教育委員会の性格をさらに検討しておこう。

まずこの指示は、維持法が先に見てきた1811年の指示・1817年の指示・1872年の学校監督法・90年代の一連の訓令等に合致しており、新しい規定を導入してはいないことを強調している。しかし、たとえば「教育委員会は、1872年3月11日の法律によりゲマインデおよびゲマインデの機関に保障されている学校監督への関与権の行使に際しては、学校監督当局の機関である<sup>24)</sup>」といった叙述は、法解釈的には問題があるように思われる。仮に教育委員会が特別な場合には学校監督当局の機関となるという制度が成り立ち得るとしても、それを学校監督法と整合的に理解するならば、学校監督法が保障するところの関与権は維持法が教育委員会に委ねるところの監督とはその対象が具体的に区別されるべきものと思われる。そうでなければ「ゲマインデおよびゲマインデの機関に保障されている」という文言は全く無内容となり、結局すべての活動に際して学校監督当局の直接的な命令を受け入れざるをえなくなるからである。

またメンバーの選任については、候補者はその全人格において学校の利益に奉仕しうる人物であることが、教育委員会が学校監督権を行使することに鑑みて、求められていた。これが社会民主党系ないしはポーランド系住民の選任を妨げるものであることは容易に予想されるところであろう。

さらにまた教育委員会の下位機関としての学校委員会の設立については、学校負担の「家父長組合原則」から「自治体原則」への転換が行なわれたところでは従来からそうした機関が設けられてきたことを指摘したうえで、この学校委員会の基本的機能（超宗派的ゲマインデの中での宗派的国民学校の利害の表明）は存続させられるが、しかしその構成・権限は維持法の標準によるべきことを

この指示は述べている。これにより、いわば伝統的・自生的に作られてきた学校委員会もまた単に宗派的ということにとどまらない、明確な国家的性格を付与されていくことになる。

## 5. ま と め

以上に1890年代から行なわれたと思われる学校監督・管理の「分権化」のあらましを、行政的手段によるいわば前史から、学校維持法による立法化、その具体的意味といった点について見てきた。いくつかの史料を瞥見したにとどまるものとはいえ、冒頭に記した課題に即して言えば学校維持法に集約されたところの教育委員会を焦点とする「参加」ないしは「自治」については次のようなことが言えるだろう。自治体レベルへの「分権化」は決して自治体（都市）の自由な裁量権限を拡大するものではなく、むしろ従来曖昧であった部分を国家の権限を具体的に強化する方向で整序するものであった。国家の学校監督権は融通無碍ともいうべき独特の二元論的法解釈により「管理」の領域をも含めて隅々まで浸透していくことになった。旧来の自生的ともいえる諸関係もまた、一見単に宗派的としか見えない構成の中で、実は国家的に再編されていくことになったのである。

学校維持法の予定する地域的学校管理組織の構成が以上のごとくにまとめられるとするならば、もはやこれを単純に戦後の参加法制的端緒とみなすことはできない。むしろ問題は参加の本質をどこに見るかという点にある。19-20世紀のプロイセンないしはドイツにおいて、教育の問題として「自治」「参加」の問題を考察していくことが改めて今後の課題となろう。

### 《註》

- 1) 前原、「プロイセン・ドイツにおける自治体学校原則の展開」、東京大学教育学部紀要第28巻、1988年。
- 2) Heinemann, Manfred. : Dezentralisation-Die politische Problematik der Ansätze zur Reform der preußischen Unterrichtsverwaltung vor 1914. In : Bildung und Erziehung, Jg, 28 (6), 1975. Dieze, Lutz. : Elternvertretung (Lexikon). In : Enzyklopädie Erziehungswissenschaft, Bd. 5, Stuttgart, 1984, S. 478-482.
- 3) Heinemann, M. : a.a.O.
- 4) Huber, Ernst. Rudolf. : Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 4, S. 899-900, 1969, Stuttgart. 分権化については、vgl. Heinemann, M. : a.a.O.

- 5) Maßnahmen zur Decentralisation der Schulaufsicht. Zentralblatt für die gesamte Unterrichts-Verwaltung in Preußen, 1897, S. 268-269. (以下 Zb. と略記し, 年号を付す.)
- 6) Geschäftskreis der Schuldeputationen in der kreisfreien Städten. Zb. 1898, S. 271-275.
- 7) Schulaufsicht in den größeren Städten. Erwidern auf die Eingabe vom 22. Juni dieses Jahres. Zb. 1898, S. 723-724.
- 8) 前原, 「プロイセン・ドイツにおける公立学校制度の成立」, 東京大学教育学部教育行政学研究室紀要第8号, 1988年, 参照.
- 9) 同上.
- 10) この条項は下院での審議の過程で自由派の提案により新たに設けられた。その趣旨は, ゲマインデの権利は確認されるが教会の権利は確認されないのだという点を強調するところにあった。Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Preußischen Abgeordnetenhauses, 1871/72, S. 732-733. (ボニン Bonin の修正動議趣旨説明。)以下, Sten. Ber., と略記, 年号等を付す.
- 11) 前原, 「プロイセン・ドイツにおける公立学校制度の成立」, 前出, 参照.
- 12) なお, この都市の吏員への学校監督の委任は当時拡大・普及しつつあった大都市における校長システムと直接関連しているように思われる。学校システムの拡大・多学級制度の普及(従来は生徒が増えると複数の単級学校に分割するという考え方が支配的であった)に伴い学校監督の専門化への要求が高まり, 一方でクライス視学官の専任化(=世俗化)が, 他方で地区視学官 Ortsschulinspektor を校長が兼任し, 直接クライス視学官に服属するという体制の一般化が進んだという。この点については, Nevermann. Knut. : Der Schulleiter, 1982, Stuttgart, S. 95-109, 参照.
- 13) Lemm, Werner. (u.a.) : Schulgeschichte in Berlin, 1987, Volk und Wissen, Berlin, S. 102-104.
- 14) Ebd, S. 104.
- 15) Zb. 1898, S. 725-726.
- 16) 質問書は, Sten. Ber., 1904/05, Anlagen, Nr. 534. これに対する回答・討論は, Sten. Ber., 1904/05, S. 7781-7878.
- 17) 監督 Aufsicht と管理 Verwaltung は, 特に自由主義左派の議論においてははっきりと区別される。つまり自由主義左派は国家の「監督」は異議なく認めるが, 「管理」は別であるというかたちで議論を進めている。Ebd, S. 7820-7821.
- 18) カッセルらは社会民主党の活動の抑圧に, 少なくともこの問題については, 明確に反対していた。Ebd, S. 7828.
- 19) 前原, 「プロイセン・ドイツにおける自治体学校原則の展開」, 前出, 参照.
- 20) Loening, Edgar. : Die Unterhaltung der öffentlichen Volksschulen und die Schulverbände in Preußen. In : Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart, Bd. 3, 1909.
- 21) 前原, 「プロイセン・ドイツにおける自治体学校原則の展開」, 前出, 参照.
- 22) 同上.
- 23) Dritte Anweisung zur Ausführung des Gesetzes, betreffend die Unterhaltung der öffentlichen Volksschulen, vom 28. Juli 1906. 参照は以下による。von. Bremen, E., Das Schulunterhaltungsgesetz vom 28. Juli 1906, nebst den Ausführungsanweisungen, 2. Aufl., Stuttgart und Berlin, 1908, S. 215-228.
- 24) Ebd.